

## 第5回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月11日(月) 午後3時00分から午後5時00分

2. 開催場所 甲賀市共同福祉施設 教養文化室

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	伴 慎也	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	10	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	11	奥村 喜美子
委員	2	中島 準一	委員	12	寺田 勝典
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	6	福野 憲二	委員	15	林田 清光
委員	7	森地 良彦	委員	16	鍋家 善幸
委員	8	山崎 容子	委員	17	山川 芳範

5. 欠席委員 議席 5番 中本 芳美 委員

6. 議長 議席19番 伴 慎也 会長

7. 議事録署名委員 議席 9番 勝井 麻有美 委員  
議席10番 奥村 淳子 委員

## 8. 総会

### 1) 開会

### 2) 市民憲章唱和

### 3) 会長挨拶

### 4) 議事録署名委員の指名

### 5) 議事

○議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第25号 農用地利用集積計画の決定について

○議案第26号 令和5年度農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について

○議案第27号 農用地利用最適化推進委員の委嘱について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告

### 6) 報告事項

○会長報告

○湖国女性農業・推進委員協議会報告

○専門委員会報告

○事務局報告

### 7) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

局長 地平 勝弥

局次長 村田 浩司

係長 澤田 均

係長 谷川 智彦

## 10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。  
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席5番中本芳美委員の1名で、遅参、早退の届出はございません。よってただ今の出席委員は18名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。  
続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席9番勝井麻有美委員と、議席10番奥村淳子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
最初に、議案第22号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
はじめに、3条調書、整理番号60については、整理番号61と関連がございますので、一括審議といたします。  
なお、採決は個別に行います。  
また、議席8番山崎委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【山崎委員 退席】

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第22号、整理番号60、整理番号61について説明します。調書は3ページ、整理番号60の参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

申請農地は譲受人の所有する農地の隣接地であり、譲受人はこれまで譲渡人から賃貸借して耕作されていましたが、このたび土地交換による所有権移転について双方合意し、申請されました。申請地にて育苗ハウスとして管理栽培をされる予定です。

続きまして、整理番号61番について説明します。参考図は同様に1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

申請農地は譲受人の居所近隣地であり、譲渡人とで土地交換による所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号60および整理番号61については、議席19番、私、伴が説明をいたします。

担当農委 整理番号60および整理番号61の耕作者は、整理番号60の譲受人です。また、整理番号60の譲受人の農地には早くから育苗の管理をするため、ハウスが建っています。そのハウス周辺の管理がしにくいことなどから、双方合意のもと交換することとなりました。周辺農地に何ら問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号4澤田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号4澤田です。

10月20日に現地を確認しています。譲渡人、譲受人ともに合意のうえ、農地の交換に至っているため、特に問題ありません。ご審議のほどよろしく願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

なお、質問される委員は、議席番号とお名前を申されてから発言をお願いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号60について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号60については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号61について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号61については、許可とすることに決定いたします。

議 長 それでは、山崎委員の入室、着席を求めます。

【山崎委員 入室 着席】

議 長 続きまして、3条調書、整理番号62については、整理番号63と関連がございますので、一括審議といたします。  
なお、採決は個別に行います。  
事務局の説明を求めます。

事務局 まず、整理番号62について説明します。参考図は3ページ、4ページです。  
申請地は、農業振興地域内の白地農地です。  
申請農地は譲受人の自己所有地の隣接地であり、利便性の点で譲渡人と土地交換による所有権移転について双方合意し、申請されました。申請地にて野菜の栽培をされる予定です。  
続きまして整理番号63番について説明します。参考図は同様に3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。  
申請農地は譲受人の自宅隣接地であり、譲渡人と土地交換による所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて野菜の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号62および整理番号63については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。  
整理番号62および63は関連がありますので、合わせて説明させていただきます。  
11月11日、黄瀬推進委員とともに、譲受人、譲渡人の4人で、現地確認しましたところ、両方の同意もあり、許可相当と判断いたしました。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号8黄瀬推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 申請地は、集落内にあり、農地利用の最適化の推進には支障がありません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

議 長 　中島委員。

中島農委 　議席番号2番中島です。

　差し支えなければ、整理番号60から63の譲受人、譲渡人の年齢を教えてください。

事 務 局 　整理番号60の譲渡人は63歳、譲受人は69歳で、整理番号61はその逆です。また、整理番号62の譲渡人は73歳、譲受人は76歳で、整理番号63はその逆になります。

議 長 　中島委員、よろしいか。

中島農委 　はい、ありがとうございます。

議 長 　他にご意見、ご質問等はございませんか。

委 員 　【質問等なしの声】

議 長 　ご質問等も無いようですので、まず3条調書、整理番号62について採決いたします。

　賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。

　よって、整理番号62については、許可とすることに決定いたします。

議 長 　続きまして、理番号63について採決いたします。

　賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。

　よって、整理番号63については、許可とすることに決定いたします。

- 議 長 続きます、3条調書、整理番号64については、整理番号65と関連がございますので、一括審議といたします。  
なお、採決は個別に行います。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 まず、整理番号64について説明します。調書は、4ページ、参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。  
譲渡人は会社勤務のため耕作の継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。  
続きます、整理番号65番について説明します。参考図は7ページ、8ページおよび9ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。  
譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は整理番号64番と同一人であり、申請地にて、茶の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号64および整理番号65については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号11番奥村です。  
令和5年10月25日、藤井推進委員と申請者立会いのもと、3名で現地確認を行いました。申請者は、今後も農地として活用されていかれますことから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見をお願いします。
- 担当推委 区域番号19藤井です。  
特に意見等はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号64について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号64については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号65について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号65については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号66について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号66について説明します。参考図は10ページ、11ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

農地の処分を検討していた譲渡人と、申請地が自宅に隣接するために農地取得を希望する譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地にて、野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号66については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。

申請地は現在、ほぼ不耕作で全く管理のされていない状況に近い状態です。譲受人の家の近くで、今後、家も近いことで畑をしたいとのことで今回の話となり、まとまりました。農業に対し、意欲的な方であり、他には何ら問題もないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号23清水推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号23清水です。

申請地は、譲受人の居宅裏にあたります。不耕作の畑地が一つ解消するという

ことで非常にありがたいことだと思います。加えて、農地利用最適化の推進には何ら支障はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号66について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。

よって、整理番号66については、許可とすることに決定いたします。

議長 　続きまして、3条調書、整理番号67について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号67について説明します。参考図は12ページ、13ページです。申請地は、農業振興地域内の一部青地農地および白地農地です。

譲渡人は後継者がなく、不耕作となっていた現状から、令和4年に樹園地に形状変更し、農地管理をされていたところ、自己居住地に隣接するため、農地取得を希望する譲受人とで所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、申請地にて果樹の栽培を行う予定です。すでに整地された箇所を利用することに加えて、自宅に近く、自家消費用に余暇時間を活用しながら果樹園として管理されることから、耕作に支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 　3条調書、整理番号67については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号13番黄瀬です。

現地確認は辻本推進委員とともに行い、譲受人から説明を受けました。自宅に近く、譲受人は、譲渡人と同じ計画で果樹を栽培することで確約をされました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 続いて、区域番号4 1 辻本推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号4 1 辻本です。  
前地権者より購入された土地は、果樹栽培として適切な土地であり、地域が進める農地利用の最適化としても何ら問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号6 7について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号6 7については、許可とすることに決定いたします。  
議案第2 2号については、以上であります。
- 議 長 続きますして、議案第2 3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
まず、4条調書、整理番号1 6について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第2 3号、整理番号1 6について説明します。調書は、6ページ、参考図は1 4ページ、1 5ページ、土地利用計画図は1 6ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。  
申請地を住宅の駐車場にするための申請です。申請によると、これまで居住してきた住宅の隣接農地について、自己用駐車場として利用されます。新たな造成工事はないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。  
以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 4条調書、整理番号1 6については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号8番山崎です。  
10月24日、清水推進員と土地家屋調査事務所の方と現地を確認しましたところ、周辺農地に何も影響はないため、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号5清水推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号5清水です。  
申請人の先代は大工をしておられ、申請地で建築用木材の加工をしておられたのを記憶しております。今回の申請に関し、現地確認をさせていただいたところ、敷地の排水は隣接地との境界に別の排水路があり、農地には流入しないところを確認しており、支障ないものと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号16について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号16については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、4条調書、整理番号17について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号17について説明します。参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画図は19ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の農用地区域内農地です。  
営農型太陽光発電設備の設置を目的とする、一時転用の申請です。申請者は、土地の有効利用を目的に、令和2年に太陽光発電設備設置を申請され、営農型発電施設として3年間の一時転用許可を受けており、今回は、新たに令和8年12月までの一時転用の更新申請を行われたものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、

農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」による施設であるため、農用地区域内農地でも要件を満たせば許可可能となっております。太陽光発電施設の下部では、ブルーベリーを作付けされています。更新にあたっては、下部の農地での単収を周辺地域の平均的な単収と比較して、営農状況を審査することとなりますが、当初申請計画において4年目から収穫予定とされているため今回比較することはできませんが、毎年2月に提出される生産状況報告など、これまでの設備の保全や栽培状況からは、生育が順調で管理が行き届いている旨、知見者からの報告がなされており、この他、支柱は金属杭の簡易な構造で、容易に撤去可能なものであることから、許可制度上の条件に適合したものとなっております。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また発電事業に関しては、経済産業省の認定済みです。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号17については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。  
令和5年10月14日、中邨推進委員と申請者立合いのもと、3名で現地確認を行いました。ブルーベリーの成長も大変よく、今期は収穫され販売されております。周辺農地にも影響はなく、何ら問題はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号20中邨推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号20中邨です。  
今年から地元のスーパーで販売もされたと聞いております。順調に進んでおりますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議長 中島委員。

中島農委 議席番号2番中島です。  
面積の表示で、合計2,893平米、内0.34とあります。この説明をお願いします。

事務局 営農型太陽光発電施設については、現活用農地に対して、支柱を立てて営農を継続しながら、上部の空間に太陽光発電設備を設置することで、農業と発電を両立する仕組みです。これに関しては、太陽光パネルの支柱の基礎の部分、支柱の杭の部分に対して一時転用許可が必要で、今回の0.34平米の数値につきましては、報告書でファイ(Φ)76、つまり半径が0.038メートルの杭が、76本ありますので、その合計面積としています。この支柱の部分のみの面積が一時転用となります。以上です。

議長 中島委員、よろしいか。

中島農委 はい、わかりました、ありがとうございます。

議長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号17について採決いたします。  
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号17については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして4条調書、整理番号18については、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」の5条調書、整理番号50と関連がございますので、一括審議といたします。  
なお、採決は個別に行います。  
事務局の説明を求めます。

事務局 まず、整理番号18と議案第24号、整理番号50について説明します。調書は6ページ、5条調書は9ページで、参考図は17ページ、18ページ、土地利用計画図は20ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第3種農地です。

申請地を手芸教室用建物および駐車場にするための申請です。今回、申請人の所有する農地においては、妻が手芸教室を開くための建物建築にあたり、融資上、夫と妻双方の資金計画をもって建築されます。この場合、夫は所有権に基づ

く転用事業を行うものとして第4条による許可申請が必要であり、また、妻は土地の使用収益を受けるための第5条申請が必要となります。計画によると、建築面積33.12平方メートルの建物と4台分の駐車場を建築されます。建ぺい率は12.2パーセントです。造成については、道路レベルに合わせて土を鋤取り後、地盤改良をし、全体は砕石敷き均しにより整地処理されます。雨水排水は、自然地下浸透処理とされ、処理しきれない場合は既設水路に放流されることから、転用による周辺農地への被害はないと考えます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。また、事業に要する資金は自己資金および借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第4条第6項並びに農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 4条調書、整理番号18および5条調書、整理番号50については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。

令和5年10月14日、中邨推進委員、丸橋推進委員と申請者立会いのもと4名で現地確認を行いました。申請地は、宅地と隣接しており、申請者の妻の手芸教室用建物および駐車場として利用されます。申請地は、母親が野菜を栽培されておりましたが、高齢のため、不耕作地となっておりますことから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号20中邨推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号20中邨です。

申請地は、宅地に隣接したところで、家庭菜園をされていますが、土地改良事業には該当しません。集落が進める農地利用最適化推進には支障はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、4条調書、整理番号18について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、4条調書、整理番号18については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、5条調書、整理番号50について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、5条調書、整理番号50については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、4条調書、整理番号19について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号19について説明します。調書は、7ページ、参考図は21ページ、22ページ、土地利用計画図は23ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請地を住宅および駐車場にするための申請です。新たな造成工事はなく、申請地周囲は宅地で、構造物により縁切りされていることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えます。また農地転用に際し地元関係者の同意が得られております。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号19については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号議席13黄瀬です。

現地を福山推進委員と確認をしております。何ら問題ないということで、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号40福山推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 農地利用の最適化推進には支障ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、4条調書、整理番号19について採決いたします。  
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、整理番号19については、許可とすることに決定いたします。  
議案第23号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

まず、5条調書、整理番号49について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第24号、整理番号49について説明します。調書は9ページ、参考図は24ページ、25ページ、土地利用計画図は26ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請内容は、農業用倉庫を目的とする、農地の使用貸借です。計画によると、建築面積192.61平方メートルの農業用倉庫を建築されます。建ぺい率は25.18パーセントです。なお、申請地東側に位置する農地の登記地目は山林ですが、現況が一部茶畑であり、農地法における農地は現況主義であることから、茶畑の部分について今回転用申請が必要となっております。申請人は茶工場を営み、米作を営む農業者であり、農業用機械を所有しているものの、既存倉庫に格納するには手狭であり、農繁期には屋外管理となっていたことから、所有地に隣接する当該申請地を選定されました。土地利用にあつては、西側の既存農舎は継続利用するものの、東側の既存農舎は解体し、その後申請地の中央部に倉庫を建築されます。地盤は全体的に敷地東側に向け地表水が流れるよう整地されるほか、建物の雨水排水は会所枿を通じて東側道路側溝に放流されます。また北側農地については自己所有地であることから、転用による周辺農地への被害はないと考えます。なお、今回の、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし

ていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号49については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。  
令和5年11月12日、藤井推進委員と申請者立会いのもと、3名で現地確認を行いました。申請者は、認定農業者で父親名義の土地に農業用倉庫を建てられることから、農地転用に際し地元関係者の同意を得られています。周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号19藤井です。  
何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号49について採決いたします。  
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号49については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号50については、先ほど審議を終えておりますので、整理番号51について審議いたします。

なお、議席7番森地委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

**【森地委員 退席】**

議 長            それでは、事務局の説明を求めます。

事 務 局            整理番号51について説明します。参考図は27ページ、28ページ、土地利用計画図は29ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。

申請内容は、系統用蓄電池設備の建設を目的とする農地の地上権設定です。申請地は第2種農地ですが、事業の性質上、近傍に電気供給用の鉄塔があり、かつ蓄電池用のコンテナを配置するための所要の面積が確保できる箇所での土地選定を行われており、当地のほかに適当な代替地が見つからなかったことから選定はやむを得ないと考えられます。計画によると、国内および海外にて太陽光発電および風力発電事業を営む法人が、合同会社形態による事業スキームを採用し、蓄電池事業設備を建設されます。事業にあたっては資源エネルギー庁が主催するオークションでの採択決定を視野に計画されているもので、送電線から蓄電池設備に余剰となる電力の貯蔵を行い、不足時に供給することで周辺地域の電力の安定供給が可能となる仕組みとのこと。事業区域は、農地に加えて、山林、原野、雑種地を含み、そのうち設置にかかる対象農地の面積は合計9,037平方メートルです。この計画区域に、長さ29m、幅8m、高さ3メートルのコンテナが15基、内部に蓄電池設備として60個、設置されます。造成工事については、中央部に配置する管理用道路の地盤をベースにし、切土および盛土により整地を行われます。土砂が流出しないように、敷地境界には擁壁などのコンクリート構造物を設置されるほか、法面は種子吹付により保護するとともに安定勾配処理とされます。雨水排水については、敷地外周の開側溝を通じて管理用道路に集水し、敷地北側に設ける、深さ2メートル、600平方メートルの調整池により貯水し、東側市道の既設排水管に接続し放流処理されます。このほか、蓄電池設備に関してコンテナ内に空調設備を設けて温度管理をするほか、温度上昇を自動検知し、蓄電を遮断する機能や、コンテナ自体が防爆仕様の構造物であることなど、関係法令に基づいた保安体制をとられます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。また、事業に要する資金は借入金とされ、事業体となる親会社から資金調達を受ける書類を確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長            5条調書、整理番号51については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委            議席番号10番奥村です。

小川推進委員とともに10月5日に現地確認、10月27日に企業の方から説明を受けました。地元説明会もあり、地元関係者、現地の同意も得られていま

す。許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号29小川推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号29小川です。

事業につきましては、一連の説明等は受けさせていただきました。推進委員としましては、意見でございますが、系統用蓄電池における国、滋賀県、甲賀市に法令、規制、条例、ガイドライン等がない状態で、農地利用最適化推進委員として適か不適かの判断はできません。また、中国資本であることを考えると、利益が国内及び地域に還元されない可能性があり、農地利用最適化推進として、適か不適かの判断はできませんという結論に至っております。

またこの件で、市の農業委員事務局に足を運ばせていただき、許可申請にかかる意見書について相談した中で、推進委員の仕事は、周辺農地に影響があるかないか、農業用水に対して影響があるかないかについての判断をすればよいとの指導を受けました。推進委員はそれだけを判断すればいいのかと、いろいろ真剣に調べ、このような結論に至りましたが、あまりそういうことはしなくていいようです。そのことのみに関しては、影響はないと思います。

あと、事務局の説明の中で、防爆施設と説明を受けましたが、私が奥村委員と2人で業者から受けた説明の中では、防爆設備ではないと聞きました。

最後に、いろいろ懸念事項があるので、それを払拭したくて、各部署で適正にしっかりと対応しているとおっしゃったので、農業委員会事務局の後に、環境未来都市推進室と都市計画課と生活環境課それぞれ担当の方に話を聞きましたが、来ることは知っている、その程度のことでございました。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。併せて、小川推進委員の防爆施設の件について回答をお願いします。

事務局 コンテナが防爆設備かどうかの指摘については、業者からコンテナが防爆仕様であると報告、説明を受けています。その部分が農業委員また推進委員に説明がなされていないとのことでしたら、業者からその旨説明をするようにさせます。

議 長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

委 員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号51について採決いたします。  
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手多数】**

議長 挙手多数でございます。  
よって、5条調書、整理番号51については、許可相当とすることに決定いたします。  
なお、本件は、県農業会議へ諮問いたします。

議長 それでは、森地委員の入室、着席を求めます。

**【森地委員 入室 着席】**

議長 続きまして、5条調書、整理番号52について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号52について説明します。参考図は30ページ、31ページ、土地利用計画図は32ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。  
令和5年4月の農振計画見直しにより、荒廃による原野化を理由に農用地区域から除外手続きがされています。申請内容は、太陽光発電施設設置を目的とする、農地の売買です。計画によると、928平方メートルの区域に太陽光発電施設を設置されます。太陽光パネル212枚、パワコン10台を設置するほか、発電設備としての出力は、FIT認定による発電が49.5キロワットとなっています。造成工事については、切土及び盛土による土砂搬出はありません。敷地周囲には安全対策としてフェンスを設置するほか、敷地には防草シートを整備するなどの保全対策をされます。雨水排水については、自然地下浸透処理のほか、西側の既設水路および南側に設ける新設水路を経由し、集水処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。なお、発電事業に関しては経済産業省の認定済みです。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。  
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号52については、議席7番森地委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号7番森地です。  
10月10日、小川推進委員と申請者と現地確認を行いました。申請者は高齢のため耕作が難しいことで、現在休耕地になっています。今後、農業を行う見込みもなく、太陽光も設置にあたり、周辺の農地への影響もないと判断し、問題はないと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長 続いて、区域番号29小川推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号29小川です。  
これは継続の事業で、調べたところ、白地になるという時点で太陽光発電が目的だということです。その時点で許可されていますので、その件については、その当時の方が決めたのでいいかと思っております。  
あと、1点事務局に伺いたいのですが、参考図の1839番の下に道とありますが、この道は県道でしょうか。この地図は事務局で作成されたのでしょうか。今、対象となっているこのパネルの田は、その南側にもう1筆田が存在し、その下に道がありますので、1839番の下に1841-3という土地があるはずで  
す。まず、この図面は誰が作られたのか伺いたい。
- 事務局 該当の図面については、業者から提出されたものです。  
道については、県道です。
- 担当推委 この図面は初見です。事業説明時にはありませんでした。  
要するに、1839の下に1841-3という土地があり資材置き場になっており、今回の対象となる土地との間にもう1筆、田があります。その田も今回、太陽光システムをされる会社が計画されています。実際、その2筆が同時だと開発にかかるため、1筆ずつ分けて、開発にかからない形で発電所を設置されるそうです。許可が下りにくくなると申されておりました。ただ別に法令に触れるわけではなく、何ら問題ないことですので、そのようなことをいう必要はないのではないかと申しておきました。明らかに地図が違いますので、意図されていると感じます。
- 議長 事務局に再度地図の確認をいただきます。
- 議長 他に、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】

- 議 長           ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号52について採決いたします。
- 許可に賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員           **【挙手多数】**
- 議 長           挙手多数でございます。
- よって、整理番号52については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長           続きまして、5条調書、整理番号53について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局           整理番号53について説明します。参考図は33ページ、34ページ、土地利用計画図は35ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。
- 申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。申請によると、隣接住居を購入解体し、その後移住を予定している譲受人において、敷地までの車両進入経路が狭隘であり、転回などが難しいことから、隣接農地にて自己および来客用の駐車場を計画されています。造成工事については、元が畑地で高さがあったことから土砂搬入はなく、砕石敷き均しによる転圧により整地され、露天駐車場として3台分を確保されます。特段構造物などの設置はなく、雨水排水は自然地下浸透であり、また周囲は里道および宅地に囲まれていることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。また、申請人は土木業を営む傍ら、造成に伴う資機材は自己調達できることから、事業に要する持ち出し資金はありません。
- 以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。
- 議 長           5条調書、整理番号53については、議席2番中島委員、説明をお願いします。
- 担当農委           議席番号2番中島です。
- 譲受人は古民家を終の棲家とするため購入されました。老朽化した古民家の納屋の老朽部分を取り壊し修繕するのに、自宅横の畑を買い付け、駐車場と巡回スペースとして利用できるよう整備するため、申請されました。雨水の排水等は、自然浸透で進入路と駐車場として利用することに周囲への影響はありません。区長、改良組合長の同意も得られており、申請許可は妥当であると思っております、ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長           続いて、区域番号34和田推進委員、意見を申し上げます。

- 担当推委 区域番号34和田です。  
推進委員としましては、雨水は原則自然浸透で答えがありましたが、最悪のオーバーフローの際も、土地利用計画図にありますとおり、北西部の側溝がありますので、これを使用した場合、重大被害もなく、完全に防除できる施設と考えております。以上の点から周辺農地には影響ないと判断しますので、農地利用の最適化に問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号53について採決いたします。  
許可に賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号53については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号54について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号54について説明します。参考図は36ページ、37ページ、土地利用計画図は38ページです。申請地は、都市計画区域外の第1種農地です。令和5年4月の農振計画見直しにより、農用地区域から除外手続きがされています。  
申請内容は、駐車場を目的とする農地の売買です。除外後の当該申請地は第1種農地ですが、「拡張にかかる部分の敷地面積が、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えない場合は許可できる」とされた、例外的許可基準に該当します。計画によると、医療機器の製造販売を行う譲受人において、事業拡大に伴い工場を増設することになり、不足する従業員用駐車場を確保するために近隣地で用地選定されたところ、当該地以外に代替地がなかったことから転用申請をされたものです。事業にかかる農地面積は合計4,949平方メートルです。ここに、従業員146台分の駐車場を整備されます。造成工事については、敷地中央部の可変側溝に向けて地表水が流れるよう、切土および盛土により整地を行われます。車両出入りとして、北側県道に間口12m程度のスロープを設置するほか、土砂が流出しないように、敷地境界にはL型擁壁などのコンクリート構造物を設置されます。側溝で集めた雨水

排水は、大型柵で集水後、管により北側の既設水路に運ばれ、最終的に1級河川山添川に放流処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意が得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号54については、議席13番黄瀬委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番黄瀬です。

福山推進委員と現地確認を行い、設計関係や、この会社に勤務の総務関係の方から話を伺いました。それまでに地域の区との協議も進められており、現状把握も含めまして、何ら問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号40福山推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用の最適化の推進には支障ありません。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号54について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号54については、許可相当とすることに決定いたします。  
なお、本件は、県農業会議へ諮問いたします。

また、許可については、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協定の締結と同時許可となります。

議案第24号については、以上であります。

議長 続きます。議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第25号について説明します。

今月の決定は4件です。13ページの利用権設定総括表をご覧ください。賃貸借権の設定の面積は2万2,152平方メートルです。

借り手、貸し手と、農地の所在、面積、期間等は、14ページの利用権設定等の明細のとおりです。借り手の農地台帳による経営状況は15ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、議案第25号について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、議案第25号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。

議案第25号については、以上であります。

議長 続きます。議案第26号「令和5年度農用地利用集積等促進の計画案にかかる意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第26号について説明します。

農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。

この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

17ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）の農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借の設定面積は、合計1万323平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、18ページの参考資料のとおりです。

次に、19ページの農用地利用集積等促進計画の案「機構から受け手」をご覧ください。こちらは、すでに権利設定を受けている者について、耕作者の変更があったもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃借権の設定面積は、合計3,334平方メートルです。同様に、権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、20ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第26号について採決いたします。  
「農用地利用集積等促進の計画案」に関して「意見なし」として意見を付すことに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、議案第26号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたします。  
議案第26号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第27号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第27号について説明します。  
議案書は、21ページ、22ページです。信楽地域、担当区域番号39の農地利用最適化推進委員が欠員となったことから、甲賀市農業委員会の農地利用最適

化推進委員の選任に関する規則第11条に基づき、令和5年10月23日から11月20日までの期間、募集を行いました。

その結果、農業者で組織する団体より1名の推薦があり、12月4日に、「甲賀市 農地利用最適化推進委員 候補者評価委員会」が開催され、推薦のあった「推進委員の候補者」について評価が行われました。

本議案は、農業委員会等に関する法律第17条第1項に基づき、農地利用最適化推進委員を委嘱することについてご審議をいただくものです。

なお、任期は委嘱の日から令和8年7月19日までです。以上です。

議長 続きます。甲賀市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会から評価に関する意見を求めます。寺田委員長お願いします。

寺田委員長 去る12月4日の甲賀市 農地利用最適化推進委員 候補者評価委員会にて、農業者で組織する団体から推薦のあった推進委員の候補者について厳正に評価を行いました。

候補者、田村安佐さんは、農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、推進委員の業務を適切に行なっていただけの方として評価しましたので、ここに報告いたします。以上です。

議長 ただ今、事務局ならびに評価委員会から報告がありました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、議案第27号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、議案第27号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案どおり可決いたしました。

なお、農地利用最適化推進委員については、本日午後5時から委嘱状交付式を行いますので、委員の皆様の出席をお願いいたします。

議案第27号については、以上であります。

議長 続きますして、報告案件に入ります。  
報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求め  
ます。

事務局 報告します。調書は 2 3 ページから 2 5 ページ、参考図は 3 9 ページから 4 4  
ページです。  
今月は、農地法第 4 条の届出が 2 件、農地法第 5 条の届出が 4 件です。以上で  
す。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございました  
ら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 これで、審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議長 続きますして、報告事項に入ります。  
まず、会長報告を行います。

会長 滋賀県都市農業委員会連絡協議会 県外研修 参加報告  
全国農業委員会代表者集会 参加報告

議長 続きますして、湖国女性農業・推進委員協議会から、曾我委員お願いします。

曾我委員 東海・近畿ブロック女性の農業委員会研修会 参加報告

議長 続きますして、専門委員会報告として、意見書検討委員会から、林田委員長お願  
いします。

林田委員長 第 2 回意見書検討委員会 結果報告

議長 続きますして、制度検討委員会から、寺田委員長お願いします。

寺田委員長 第 2 回制度検討委員会 結果報告

議長 続きますして、広報編集委員会から、森地委員長お願いします。

森地委員長 第 2 回広報編集委員会 結果報告

議 長 続きます、事務局報告事項について、順次説明をお願いします。

事 務 局

- ・ 異常設審議委員会報告
- ・ 農地法第18条第6項の規定による賃借権の解除
- ・ 農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
- ・ 青年等就農計画認定審査結果
- ・ 経過と予定
- ・ タブレットの取扱い

議 長 報告事項は以上です。

議 長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 小川推進委員。

小川推委 タブレット端末の管理簿ですが、止めていただきたい。皆さんどう思いますか。必要ですか。ここまで管理しないといけないのですか。

事 務 局 国からこの様式で管理するように通知がありましたので、手間ではあると思いますが、ご理解いただきたい。

小川推委 国からの通知というのは、それだけ大事なものですか。それをしないとどうなるのですか。ノーと言えばいいじゃないですか。別に国に対してノーと言ってもいいんですよ。

事 務 局 この様式で対応させていただきたいので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

小川推委 それと、推進委員の仕事は、農地の周辺への影響があるかないか、水利等の利用に対して影響があるかないか、それについて精査し、意見を述べればよいと事務局からの説明を受けたことに関して、推進委員の仕事はそれだけでよいのかと、地元が了解していることに関して、反対はできませんということをおっしゃいました。そういうものかどうかを委員の皆さんに聞きたく思っています。そういうことだと何か推進委員というのは、長い時間を費やしていろいろ調べたり、足を運んだり、見に行ったり、そこまでのことはばかばかしくなってきた、もう本当それだけに徹して仕事をすればよいのかという感想を今持っていますので、一度農業委員の皆さんに、ずっと今まで経験があると思いますので、一度ご意見をお伺いしたいところです。今日でなくても結構です。

議 長        これについては、この後、委嘱状交付式がりますので、後日返答させていただくことでよろしいか。

小川推委     わかりました。

小川推委     もう一点、先ほどの案件で、防爆施設かどうかはとても大事なことで、私は書面で回答が欲しいと言いました。それに対して市は、「防爆施設であるという回答を受けています。」この違いと、甲賀市という行政でありながら、書面で回答をもらっていないところに、非常にそんないい加減な組織でいいのかというのが一点。甲賀市の農業委員会であろうものが、防爆施設だと業者がそう言ってました、それだけでいいものだと思って、市というのはその程度で行政が進んでいくのだと感想が言いたかったので時間を取らせていただきました。以上です。

議 長        この件につきましても、県農業会議の現地調査の際に業者も来られますので、再度説明を求めたいと思います。

議 長        他にご質問等ございませんか。

議 長        ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。